

秦野市市営住宅条例の一部を改正することについて

秦野市市営住宅条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 28 年 2 月 25 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

老朽化木造戸建市営住宅集約事業の一環として、下川原第 1 住宅、下川原第 2 住宅及び平沢第 3 移転住宅について市営住宅の用途を廃止するとともに、福島復興再生特別特措法の一部改正により、条例で引用する同法の条項に移動が生じたため、改正するものであります。

秦野市市営住宅条例の一部を改正する条例

秦野市市営住宅条例（平成9年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第23条第4項中「福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第29条第1項に規定する居住制限者については、同条第2項に規定する期日までの間は」を「福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第39条に規定する居住制限者については」に改める。

別表下川原第1住宅の項、下川原第2住宅の項及び平沢第3移転住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。